「幕府」論のための基礎概念序説

東島　誠

はじめに
Ⅰ「関東幕府」もしくは「東関柳営」
ⅰ問題の所在――東国国家論・権門体制論における「幕府」呼称の問題
ⅱ武家政権としての「幕府」用例
ⅲ「関東幕府」と「東関柳営」
ⅳ小括――「室町幕府」概念の放棄
Ⅱ歴史学におけるヴェーバー受容の可能性
ⅰ問題の所在――佐藤進一はいかに誤読されたか
ⅱ一九六〇年代初頭の丸山眞男と石母田正・佐藤進一
ⅲ古代史研究と中世史研究の現在
おわりに

はじめに

二〇一七年に他界した中世史家佐藤進一の学界への圧倒的な影響力については、改めて指摘するまでもない。研究者は誰もが佐藤に学び、佐藤の先を開拓しようとしてきた。本稿は、東国国家論と統治権的支配という、佐藤が切り拓いた「幕府」論の基礎概念にかんし、見失うべきでない根本の問題は何か、を明らかにすることを目的とする。それぞれの問題の所在については各章のⅰ節にて詳述することとし、ここでは本稿を構成する各節の来歴と執筆動機について、いささか付言しておきたい。

第Ⅰ章はすべて新稿。つづく第Ⅱ章のうち、ⅱ節・ⅲ節は、二〇一一年一月に開催されたヴェーバー法理論・比較法文化研究会での報告原稿[1]から、冒頭の「歴史学の責任倫理とヴェーバー」の節を除いて抄録したものである。したがって、ⅲ節でいう「古代史研究と中世史研究の現在」とは、あくまで二〇一一年現在である。このため、現時点での認識を註記の形で補うとともに、最新の議論への対応として、ⅰ節を新たに書き下ろし、ⅱ節・ⅲ節に前置することとした。

この、いささか旧い口頭報告を文字化しておきたい、と考えたのは、近年の幕府研究がみな一様に佐藤学説の克服を目指しながら、にもかかわらず、後人のなかでその学問を正しく理解している人は驚くほど少ないのではないか、と感じるからである。かつて與那覇潤は、歴史学で網野善彦を誤読していないのは、東島誠と桜井英治だけだ（つまり與那覇を含め三人だけだ）と指摘したが[2]、同じ状況は、じつは佐藤進一についても当てはまる。「佐藤進一はいかに誤読されたか」である。

もちろん、世に生産的な誤読と呼ぶべきものはあって、学問の意義はその生産性如何による、とは言える。しかしながら、世上活況を呈しているかに見える「幕府」論が、佐藤進一の目指したものより生産的な議論となっているか、と言えば、これまた疑問なしとしない。與那覇潤との対談では、この問題をかなり集中的に論じたのだが[3]、最近、神野潔が

亀田俊和の近著への書評で「東島が示してきたような主張」を対論として挙げ④、また佐藤雄基が近藤成一の近著への書評で、「校正段階で東島誠氏の仕事に学ぶ必要に気づいた」と述べるなど⑤、幾人かの鋭敏な研究者もまた、問題の所在に気づき始めているようである。この、研究史上の新たな兆しに呼応して、「幕府」論のための基礎中の基礎というべき佐藤学説を再定位し、もって論者の参考に供すること――これが、本稿の執筆動機である。

Ⅰ「関東幕府」もしくは「東関柳営」

ⅰ 問題の所在――東国国家論・権門体制論における「幕府」呼称の問題

目下、「幕府」論、それも室町幕府論が活況を呈している。それどころか近年は、六波羅幕府（髙橋昌明）⑥、福原幕府（本郷和人）⑦、奥州幕府構想（入間田宣夫）⑧、さらには安土幕府（藤田達生）⑨というように、新奇な幕府呼称も乱立されており、「幕府」論は、いままさに百花繚乱の春である。だとすれば、この時点で、「幕府」とは何か、という根本問題について、一度立ち止まって考えておく必要があるのではないだろうか。

佐藤進一は一九四九年、戦後歴史学の重要な画期となる「幕府論」⑩を書き起こすにあたって、「将軍家のおはします所を幕府」とする和学講談所の『武家名目抄』や、鎌倉幕府の根本史料たる『吾妻鏡』本文中の「将軍の御居所を幕府と称す」の用例ほかを挙げながら、「このような語源的解釈ないしは当時の用例における語義のせんさくが、今日われわれの取り扱おうとする問題において、果してどれほどの寄与をなし得るか」ということに強く注意を喚起し、当時の用例、史料概念としての「幕府」と「無関係」に「幕府」の語を用いることを宣言した。分析概念としての「幕府」を「武士と呼ばれる政権の主体―政府」（軍政府、武権政府）ないし「国家的存在」と定義づけ、当時の用例が鎌倉殿や室町殿の在所という「具体物」であるのに対し、分析概念としての「幕府」は「抽象的な歴史的存在」として取り扱う、としたのである。これ自体はヴェーバーの言う〈価値自由〉な姿勢の表明⑪であって、問題の拗れる余地などない。

ただし、ひとたび中世史から一歩外に出れば、渡辺浩は、「幕府」とは、王道を覇権の上に位置付ける後期水戸学の尊王思想の中で勃興した、戦前の皇国史観の象徴のような語なのだから、学術用語として用いるべきでない、と提言しているし⑫、また三谷太一郎が論じた明治以降の「幕府的存在」のように、天皇以外のところに実質的な権力を持たせようとする動きを「覇府」と見なす言説も歴史上に存在した⑬。

つまり、本来「幕府」の語は、佐藤学説に最もそぐわない語ではなかったのか。これは、東国国家の朝廷に対する独立性を徹底的に重視し、執権政治の合議制のなかに、専制、ひいては天皇制を相対化する可能性を見出そうとする佐藤史学⑭にとって、誠に不都合な話であろう。かりに「幕府」を佐藤が定義した通り、史料概念ではなく分析概念として用いるにせよ、史料概念の「幕府」が皇国史観の色のついた言葉であるならば、そもそも分析概念として同じ記号表現を用いる必要など、一切ない、ということになる。

周知のとおり、戦後歴史学において天皇制の克服という課題の設計図は、中世史研究者の場合、およそ二様に描かれることとなった。一つは右に見た佐藤を起点とする東国国家論、いま一つは、黒田俊雄を起点とする権門体制論である。両学説の対立点を単一の国家の存在を認めるかどうか、に求める石井進の批判⑮は、心情的には理解できるものの、議論としては生産的でない。たしかに黒田自身も、単一国家の存在を明言し

てはいるが、黒田学説の核心部分はそこにあるのではなく、むしろ単一の構造、構造の単一性を指摘した点にこそある。武家も公家も寺社も、荘園制を経済基盤とする相似の支配構造を持っていたこと、その〈構造の束〉の上に天皇を位置付けたこと、そして第三には、被支配者の前に聳えているのが、どこを切っても基本的に同じ構造の、まさしく逃げ場のないシステムだ、という点こそが、権門体制論の核心部分に他ならない。この〈構造の束〉を国家と呼ぶかどうか、とか、各権門が「相互補完的」であったかどうか、とかは、本来副次的な問題であるにすぎない。ただ、この構造を束ねる者として、責任の所在は天皇にある、と名指しした点において、戦争責任の問題はより先鋭に内面化されうる、ということであろう。

では黒田学説にとって、さきの渡辺浩の提言はどう響くであろうか。じつは、さほどの傷は生じない。幕府を天皇の下に置く後期水戸学の「幕府」用例は、皮肉にも外形上は権門体制論と親和性があって、現にその亜種である髙橋昌明の「六波羅幕府」論の核心は、あれこれ留保はついているものの、一切の枝葉をそぎ落として要すれば、鎌倉幕府の本質を大番役勤仕に求め、それゆえに、平家政権の大番役開始をもって幕府の開始と呼びうる、という一点に尽きる。ただし、権門体制論の亜種が、もしも幕府を朝廷の下に付けることで留飲を下げているのだとすれば、それは黒田学説とは無縁の議論である。

この点、本郷和人が、髙橋の捨てた術語である「福原幕府」にこだわるのは、中心の多点化の重視、すなわち東国国家論の亜種である「二つの王権」論に立つからであろう。本郷は、一方では鎌倉時代に「幕府」の語はなかった、「柳営」の語は江戸時代に生まれた[16]、などと、不正確な記述も産出しているのだが、ことこの問題に関する限り、たとえば藤田達生が髙橋説の核心を見誤ったまま「安土幕府」なる語を派生させていることに比して[17]、はるかに透明な議論である、と言わねばなるまい。

以上のことから、本章では、中世史において「幕府」という用語を用いること自体を再審に付することとしたい。いささか結論先取り的に言えば、中世の「幕府」用例には、佐藤の言う「抽象的な歴史的存在」としての「幕府」用例もまた確かに存在するし、さらには、中世の「幕府」用例の特有の文脈に着目するならば、おそらく鎌倉幕府は「鎌倉幕府」と呼んでよいが、室町幕府を「室町幕府」と呼ぶのはおよそ正しくない、という結論に逢着しうる。近年「公武統一政権」が盛んに論じられ、論者によってはすでに「室町幕府」に替えて「室町政権」の語を用い始めている者もいるが、そうした状況を踏まえても、もはや「室町幕府」という概念は必要ないのではないか、それが本章で論じたい点である。

ii 武家政権としての「幕府」用例

まずは、次の史料を見ていただきたい。

高野山住僧等解　申二請　将軍家裁一事、
請下殊蒙二　裁断一任二　官符旨一依二勧進状一不レ可二違失一由、被
レ下二知諸国諸庄地頭守護所一修中造宝塔上状、
右、周遍法界之鴈塔者、功徳満空之鴻基也、是以、吾等　高祖弘法大師、為下抜二済四恩一具中足二利上、建二十六丈之大塔一、表二十六尊之一体一、又立二九丈之西塔一、以示二九識之本有一、此等之趣、御記文明也、而此西塔多送二汗雨之節一、柱根漸汚損、更依二凝雪之重一、層級既頽落、因二准先例一、申二勅修理一之処、不レ蒙二　天裁一、空亘二年序一之間、須下唱二勧進於都〇（鄙州）郡一、普催中施与於一粒半銭上之由、自レ有二　勅許一、已被二宣下一了、子細見二于　宣旨幷勧進之状一、雖レ然、若無二幕府（武家）御裁定一者、難レ知二編戸之承伏一也、望二請　裁断一、早任二

宣下旨一、依二勧進状一、国郡庄薗不レ可二違失一之由、被レ下二知地頭幷守護所一者、万方忽合レ力、九丈速成レ勢、然則護レ塔之魚、兼護二四海之静謐一、遊レ塔之鳥、普遊二九州之安寧一、桃李之蹊、必掃二塵於万春之風一、棘槐之間門、弥開二栄於千年之露一、仍粗勤二事状一、以解、

延応二年二月　日　高野山住僧等⑱

これは延応二年（一二四〇）、高野山の住僧が宝塔修造勧進を遂行すべく「将軍家の裁」を申し請うた文書で、傍線部には「もし幕府の御裁定無くんば」とある。「幕府」の語の右に「武家」という傍注を付した者の目を引いたように、右の史料は「武家」政権としての「将軍家」を「幕府」と呼んだ、決定的な事例である。

冒頭述べたように、佐藤進一は史料概念としての「幕府」と分析概念〈幕府〉が同じでないことを強調したが、じつは佐藤の言う「抽象的な歴史的存在」としての「幕府」用例は実在するのである。

もちろん、「武家」との傍注が付されること自体、そうした用例が普及したものでなかったことを示してもいるであろう。そこは見逃されるべきではない。しかし重要なのは、歴史上の概念において、場所をもって人を指す例は数多あるが、場所をもって機構を指すこともまたありうるのだ、という点である。

一つの概念にインプリケーションの振幅があるのは当然であって、鎌倉幕府の正史たる『吾妻鏡』の用例のなかにも、「若宮幕府」「幕府に馳せ参ず」「幕府に入御す」「幕府近習」「幕府幷相州御第」のごとく、将軍の幕下また将軍自身を指す用例が数多ある一方、機構としての「幕府」、武家政権としての「幕府」と取りうる例もじつは存在する。建久三年（一一九二）七月二十七日条の「将軍家令レ招二請両　勅使於幕府一給」がその好例だ。将軍宣下以前の建久二年（一一九一）四月三日条に見える「今日幕府事始」も同様である⑲。そして重要なのは、これらの例では、単に将軍の幕下、居館と取っても、意味は通る、という点である⑳。この場合の「幕府」が場所（具体物）なのか、機構（抽象的な歴史的存在）なのか、いずれか一方に決めることにはさほど意味がないどころか、一方に決められない重畳関係にこそ、「幕府」の、あるいは日本史上の機構一般の持つ特質がある、と言うべきなのである。むしろ、こう言うべきであろう、歴史上の概念において、それが為政者自身、また為政者の在所というようにきわめて人格化した形でしか現れえないことこそが、一九六〇年代初頭に佐藤が盟友石母田正と共有していた究極の問題だったはずである、と。この点は本稿第Ⅱ章の課題であるため、ここでは最小限の確認に留めておこう。すなわち、

A将軍その人を指す「幕府」

B将軍その人の在所を指す「幕府」

のみならず、

C将軍その人と区別された、抽象的機構としての「幕府」もまた史料上の用例として確実に存在したこと、にもかかわらずCの用例は希薄であり、CはしばしばB、さらにはAのように、人格化した形でしかイメージしがたい、ということである。

そして、以上のごとく「幕府」用例Cの希薄さのもつ問題性を十全に踏まえつつ権力機構の問題を論じる限り、さきの渡辺浩による警告は、学問の規範性の問題㉑としても十分クリアできるものと信じるし、今後の研究もそうあるべきである。

iii「関東幕府」と「東関柳営」

前節に見たとおり、「幕府」は鎌倉時代の文書でも用例C、武家政権、機構の意で用いられうるものだった。ただし、今日の教科書に見られる、鎌倉幕府や室町幕府、江戸幕府のように、「〇〇幕府」と呼んだ事例ではない。

ところが南北朝時代には、東国において室町将軍と同等の権限を有した関東公方の政体を「関東幕府」と呼んだ実例が存在し、かつて私は次のように述べた。

鎌倉府は、当時の一次史料でも「関東幕府」と呼ばれており（『空華日用工夫略集』『空華集』）、その公方は、実質的に将軍権力を有していたと言ってよい。㉒

本稿では、あらためてその史料を提示しよう。

①『空華日用工夫略集』至徳四年（一三八七）七月廿二日条㉓

廿二日、参府、出㆓関東幙府左武衛将軍幷管領上杉房州回書㆒、

②『空華集』第十八、記、源府君所㆑蔵銅雀研記

（前略）今是研実其一也、初天龍長老春屋葩禅師、得㆓之於海舶㆒、献㆓于関東幕府㆒、惟大人府君源公、天資文雅、毎乗㆓軍務之隙㆒、従㆓事翰墨㆒、以文武兼資也、既得㆓是研㆒而甚喜、（後略）㉔

右の史料では、①②いずれの場合も、公方その人を指す「左武衛将軍」「源府君」「大人府君源公」と政体を指す「関東幕府」とが、はっきりと書き分けられている点で、「幕府」用例Cと見なしてよい、出色の史料である。

髙橋昌明は、「六波羅幕府再論」において、中国の「幕府」事例に注意を喚起しつつ、汎東アジア的多様性において「幕府」現象を捉えるべきである、としており、㉕その点には共感するが、ならば中世禅僧の史料は、まっさきに検討されるべきであろう。義堂周信のような中世禅僧は、中国スタンダードを受容しているので、「一般官署」としての用例もまた、中世史料中にはっきりと実在するのである。

では、同様の事例は、中世禅僧以外にも見出せるのであろうか。

じつは、「幕府」という語こそ用いていないが、「関東幕府」とほぼ同義と見なせる史料上の語に「東関柳営」がある。次の史料をご覧いただきたい。

③応安元年（一三六八）閏六月日山門訴状案㉖

（端裏書）「山門訴状案　応安元　壬六」

延暦寺三千大衆法師等誠惶謹言、

請㆘被㆔特蒙㆓　天恩㆒、因㆓准先例㆒、被㆑立㆓　勅使於　武家㆒、速令㆖㆑撤㆓却南禅寺以下禅院㆒子細状、

（中略）

一、神明仏陀悪㆓禅法㆒事、

（中略）

一、武家殊不㆑可㆑被㆑賞㆓禅宗㆒事、

（中略）

一、任㆓嘉元寺○例㆒急速可㆑被㆑撤㆓却南禅寺㆒事、南禅寺破却事、去年○既欲㆑破㆓滅三井一寺之仏法㆒之刻、四个大寺之列訴之処、且顧㆓東関柳営驚歎㆒、且依㆓北京大樹有事㆒、憚㆓時宜㆒、暫所㆑閣㆓訴訟㆒也、（中略）先不㆑廻㆓時日㆒、令㆑撤㆓却南禅寺㆒、連（速）可㆑被㆑処㆓邪徒

等遠流一之由、被レ仰二武家一者、仏日高懸レ門、而弥仰二一天秦（泰）平之明徳一焉、法雨普灑、而鎮添二大化滂流之恩沢一矣、不レ耐二懇款一之至、衆徒等誠惶誠恐謹言、

応安元年閏六月　日　　三千大衆法師等上

山門が禅宗を排撃し、南禅寺撤却を求めたこの訴状の第三条には、前年訴訟を起こすことを留保延期した理由について、「かつうは東関柳営（関東公方足利基氏）の驚歎を顧み、かつうは北京大樹（将軍足利義詮）の有事により、時宜を憚り、しばらく訴訟を閣くところなり」と説明している。すなわちこの前年、「羽翼両輪」と呼ばれた「柳営の連枝」（天正本太平記）、すなわち東西二人の公方が相次いで死去するという、非常事態[27]を記すに際して用いられたのが、「東関柳営」である。もちろん、ここでの「柳営」は「北京大樹」同様、機構ではなく機構の長たる公方自身を指したもの（用例A）であること、言うまでもない。

ではなぜ、関東の公方を「東関柳営」と呼ぶのに対し、京都の公方は「北京柳営」と呼ばれないのか。単なる対句構成上の言い換えだろうか。いやそうではあるまい。なぜなら、同様に、「関東幕府」に対応する「〇〇幕府」なる京都側の成語もまた、管見の限り存在しないからである。[28]おそらくこの「関東幕府」「東関柳営」は、単に京都の幕府（柳営）に対する関東の幕府（柳営）、の意である以上に、一つの成語、つまり「関東」「東関」の語と不即不離の概念として「幕府」「柳営」の語が用いられているのではなかろうか。初期室町幕府において、将軍尊氏と鎌倉殿義詮が並立し、さらには幕府の東西分割が構想された時期を経て、その最終的帰結が、「東関柳営」「関東幕府」なのであろう。[29]

こう推論出来るのも、じつは成語としての「東関柳営」の用例が、鎌倉時代に遡るからである。つまり、史料③で足利基氏を「東関柳営」と呼んだのは、たまたまではない、ということだ。

嘉元三年（一三〇五）五月、高野山金剛峰寺衆徒等が、地頭湯浅宗光の非法停止等の裁許を鎌倉幕府に求めた解状の書止めを、直前の部分から引くと次のようになっている。

④欲レ奉レ祈二東関柳営遐運一矣、仍勒二子細一、以解、[30]

他称だけではない。幕府内部者が用いた自称として、鎌倉末期の金沢氏の回向文にも、「東関柳営」なる美称は登場する。まずは元亨三年（一三二三）十月、金沢貞冬が草した祖母入殿（貞顕母）の回向文より引く。

⑤受二西都盛花之余胤一、施二東関柳栄（営）之嘉運一、[31]

同文書中では、将軍守邦親王は「竹園大王（征夷将軍）」と記されており、「東関柳営」と将軍その人とは一応区別されている。[32]ついで、元徳三年（一三三一）六月、執権金沢貞顕異母弟で鶴岡八幡宮若宮別当の顕弁の回向文にも、次のように見える。

⑥加レ之、若宮八幡別当者、東関護持之霊場、一天無双之大職也、而故ハ、依二治承右幕下ノ至誠ノ御発願一、広樹二神殿一ヲ、以二清和聖代之御影之御正体ヲ一、崇二居神体一、是則如来之意密、忝ク顕シテ二一円明之虚鏡一ト、浮二衆生迷倒之願念一ヲ、和光ノ瑞籬、親ク鎮メ二一宝殿之浜床一ニ、守玉フ二東関柳営之蒼生一ヲ[33]、

以上より、鎌倉幕府を鎌倉後期には「東関柳営」と呼んだことが確実

である。加えて一例だけであるが、弘安七年（一二八四）、安達泰盛が弘安徳政を行っていたそのさなかには、「東関幕府」と呼んだ史料さえも存在する。

⑦兼復項『頃』年之際、異国襲来、諸神共底二天誅一、我神非レ無二露験一、蓋依二東関莫（幕）府之宿賽一、被レ寄二西鎮両箇之所領一、爰有二兼但対帯之助成一者、弥攘二蛮夷窺窬之災難一歟、[34]

これら「東関柳営」「東関幕府」の用例に、さきの関東公方足利基氏の例（史料③）を合わせるならば、教科書で言う「鎌倉幕府」「鎌倉府」を、中世、より厳密に言えば十三世紀末～十四世紀には、「東関柳営（幕府）」と呼び慣わした、ということであろう。つまり、「〇〇幕府（柳営）」とは、関東におかれた政庁にのみ用いられる呼称であり、鎌倉幕府や鎌倉府には使用できても、室町幕府に対して用いるにはそぐわない用語だ、ということになるのではないだろうか。

しかも鎌倉時代、とりわけ十三世紀中葉以降、「柳営」は、「花洛」との対において用いられ、朝廷に対する幕府、京都に対する鎌倉を指すものとして用いられた。管見での早い事例としては、文応元年（一二六〇）の日蓮『立正安国論』第六段に、「自二華洛一至二柳営一、釈門在二枢楗一、仏家在二棟梁一」、すなわち京都の朝廷から鎌倉の幕府にいたるまで、という対句がある。[35]

また史料⑦と同じ弘安七年、北条時宗の死に際しては、鎌倉での死穢が近日京都に及ぶとされる事態に対応して、次のような宣旨が出ている。

弘安七年四月十日　宣旨
近日柳営穢気依二触来一、花洛祭礼難レ被レ行、宜レ停二止賀茂祭・中山祭・大神祭等一、日吉祭・吉田祭、穢限以後、撰二吉日一祭レ之、又大祓任レ例行レ之者、
蔵人頭左中将藤原公敦[36]奉

なぜ十三世紀後半からこうした対概念が急増するのかについては別考を要するものの、さきの史料⑦「東関幕府」の用例から見ても、さしあたり元寇前夜以降、「天下泰平・国家安寧」の祈願が大きな課題となった時期とちょうど重なって「花洛・柳営」の対が登場することは間違いない。以下、なお数例を例示してみよう。[37]

正安二年（一三〇〇）十一月一日善法寺尚清置文案
所レ念二花落・柳営之安全一也、[38]
徳治三年（一三〇八）六月八日後宇多上皇院宣
可レ奉レ祝二花洛・柳営之安寧一、[39]
正和五年（一三一六）二月十三日後伏見上皇院宣
宜レ奉レ祈二華洛・柳営之安全一者、[40]
[元亨二年]（一三二二）六月七日後醍醐天皇綸旨
華洛太平・柳営安全之由、[41]
正中三年（一三二六）三月十八日太政官牒案
花洛・柳営共期二佳運於鶴算万歳之秋一、[42]
正慶二年（一三三三）三月二十八日顕弁四十九日仏事廻向文
是以花洛・柳営之護持、已三十余廻、公家・武家之祈念、又数十ヶ度、[43]

また建武四年（一三三七）、醍醐寺隆舜が「都鄙寺社等執務職」を所望した著名な申状[44]には、「隆舜従二柳営参住之時一、至二于花洛御坐之今一、

雖レ有二多年相続之労効一、未レ現二一度中絶之不忠一」とあり、「柳営参住」とは都鄙の鄙、すなわち鎌倉に在住し、鎌倉幕府のために祈禱を行っていた往時を指して言ったものである。

かくして、「花洛」「柳営」なる対概念の登場を背景に、「東関柳営」なる呼称も成立した。同時期に編纂された『吾妻鏡』に「幕府」の語が登場するのは、蓋し当然であろう。

iv小括――「室町幕府」概念の放棄

「東関柳営（幕府）」「関東幕府」に相当する語がない以上、室町幕府なる語を使用することには大いに躊躇される。それが前節より得られる結論である。東国国家論に立つならば、「〇〇幕府」は、鎌倉幕府、鎌倉府のようにあくまで関東に樹立された軍政府のみを指して用いるべきであろう。

もちろんこのことは、いわゆる室町幕府が「幕府」ではない、ということを、いささかも意味しない。足利尊氏・直義兄弟を「柳営・武衛両将軍[45]」と呼んだように、「柳営将軍」の語は「幕府」用例③ないし①において普通に用いられている。それどころか足利直義にいたっては、いかにも直義らしく、「柳営」の語を、きわめて明解に「幕府」用例③において用いている。

すなわち、よく知られる通り、建武式目冒頭は、「鎌倉如レ元可レ為二柳営一歟、可レ為二他所一否事」という、足利直義の自問自答から書き出されている。鎌倉は「於二武家一者尤可レ謂二吉土一哉」としつつも、北条氏が滅亡に至った経緯を踏まえ、中国故事に照らしながら「然居処之興廃、可レ依二政道之善悪一、是人凶非二宅凶一也」とし、「但諸人若欲二遷移一者可レ随二衆人之情一歟」と結んでいるのだから、「居処」がどこに置かれるかは、そもそも本質的な問題でない、重要なのは政道だ、ということになる。

「〇〇幕府」なる、近年増産中の用語は、入間田宣夫の「奥州幕府構想」のように、「いくつもの幕府」の可能性が存在しえた、十二世紀末という時代を切り取るための造語としてならば生産的であるし、それは東国国家論の文脈における鎌倉幕府の場合も同様である。しかし、右の直義の自負を想起するならば、ただそこが将軍の「居処」ゆえ「室町幕府」や「堺幕府」「鞆幕府」などと呼称することには、ほとんど意味がない。あまっさえ新奇な幕府呼称が次々と編みだされる近年の風潮は、そろそろ終わりにしたほうがよいのではないだろうか。「〇〇幕府」は、東国国家論、二つの王権論、いくつもの幕府論等、列島の中心の多点化を問う議論に限定して用いるべきだ、というのが私の提言である。

もちろん、本章冒頭に引いた佐藤の〈価値自由〉な表明に立ち帰るなら、呼称の問題にだけこだわっても仕方がないし、近年の幕府研究の深化に水を差すつもりもない。私もまた別著において、権力の正当性という観点から「幕府」を論じてもいる[46]。

そのことを踏まえた上で、本章の最後に、では「室町幕府」の代案はあるのか、という、ささやか過ぎる疑問に対しても、一応お答えしておきたい。もっともこの問いは本来、足利将軍家の権力機構を、義満以前も以後も同じ呼称で通すという、きわめて乱暴な前提を容認しないと答えられないはずなのだが、そこはあくまで余興である。じつは史料上の語は皆無ではない。なぜなら、『花営三代記』の「花営」とは「花洛」における柳営の意であるのだから[47]。そもそも元「花亭」にして「花御所」となった「伏見殿御所」を「故大樹」義詮が「買得」し、義満が「大樹上亭」とした周知の事実[48]も「花洛」における御所（花営）として象徴的な場所たりえたからであろう。ならば、室町幕府に替えて「花幕府」とでも呼ぼうか？――もちろん否であろう。だがもしも否であるならば、論

者は真剣に呼称を、しかも権力の各段階に相応しい呼称を考えるべきであろう。

Ⅱ歴史学におけるヴェーバー受容の可能性

ｉ問題の所在――佐藤進一はいかに誤読されたか

問題の核心は、論文よりも一般書、つまりは非専門家への語りのなかに表出することが多い。たとえば亀田俊和はその著『観応の擾乱』の「初期室町幕府の体制」において、佐藤の議論を「二頭政治論」と命名したうえで、足利尊氏の弟直義の担った「統治権的支配」を「領域を支配する機能」と説明し、直義を「全国を統治する政務の統括者」と位置づけるもの、とする。つまり主従制的支配権＝人の支配、統治権的支配権＝領域の支配だ、というのである。[49]

だが、そうだろうか。佐藤の「統治権的支配」とは、次のようなものである。

・直義の権限は被支配者間の争いを第三者として判定するものであって、それ自体が直義と被支配者との関係を直接的に基礎づけるといった性質のものではない。[50]

・直義の握る統治権的支配権は、その中心をなす裁判権を見れば明らかなように、支配領域内の人びとの争いを、第三者の立場から、裁判という形式で調停し、それによって、かれらの権利を保障する機能であって、公的かつ領域的な支配権である。[51]

つまり、佐藤の議論の核心が「第三者として」「第三者の立場から」にあるのは明白であって、「直接的」＝人格的関係にない、「第三者」的立場から、訴訟などの紛争解決を担うことこそが「統治権的支配」の肝要である。一方の「主従制的支配」が「個人（主人）と個人（従者）との人格的支配服従関係において成り立つ指摘かつ個別的な支配権」と説明されることからも明らかなように、主従制的支配権と統治権的支配権をめぐる議論の根柢にあるのは、盟友の石母田正同様、あくまでヴェーバーの〈人格的支配〉か〈非人格的支配〉か、という問題である。

改めて指摘しよう。我々が右の引用文から真っ先に読み取らなければならないのは、ただ「第三者」の一語であって、「公的」や「領域的」というのは、副次的な問題であるに過ぎない。にもかかわらず亀田俊和の議論には、近著「足利尊氏・直義の『二頭政治論』を再検討する」[52]にいたるまで、「第三者」という言葉が一切登場しない。つまりは非人格的という問題が的確に捉えられていないので、「全国統治」だとか「領域支配」だとかいう話になってしまうのである。

もっとも、「非人格的」という言葉を用いている論者だからと言って安心はできない。吉田賢司は「非人格的」＝間接的という理解のもとに、「将軍家―守護・大将―御家人」といった間接的・非人格的な性質」などと述べて議論を展開しているのだが、やはり佐藤説の核心からは程遠い。[53] たしかに佐藤自身も「間接的」という表現を用いてはいるものの、この場合の「直接」「間接」というのは、間に誰か（吉田の言う守護や大将）が介在するという意味での「間接」ではなく、あくまで「第三者として」の意である。つまり佐藤の道具立ては、本来極めてシンプルかつ明晰なものであったのだが、核心部分が誤読された結果、必要以上に拗れた形で研究史が積み重ねられる結果となってしまった、ということであろう。

では佐藤進一の「統治権的支配権」の核心が「第三者的」であること

が明晰に理解されていれば、どういう説明が可能なのか。非専門家にも理解可能なように説明するならば、おそらく次のようになるはずだ。

　唐突で申し訳ないが、そこのAさんとBさんで、ちょっと「ワー」「わー」と喧嘩をしていただきたい。……（中略）……さて、AさんもBさんも私の大切な〈しもべ〉であると仮定すると、主従制というのは一対一のパーソナルな関係なので、私自身が直接Aさん・Bさんの紛争に介入すること、つまり「親裁」することは本質的に避けたい事態である。どっちにも肩入れしたくなるからだ。ならばどうすればよいのか。ここでCさん、あなたの登場だ。裁判機構をつくり、私以外の第三者に紛争解決を委ねればよいのである。(54)

　このことが明晰に理解されていれば、所領の給与が「主従制的支配」であるのに対し、所領の安堵がなぜ「統治権的支配」なのか、という、研究史上あれほど繰り返されてきた問いもまた、きわめてシンプルに答えられる。このことを説明するのに、事例や史料を挙げるまでもない。ただ論理のみで充分だ。なぜなら、少なくとも当該期（南北朝期）において、本領安堵であれ、当知行安堵であれ、安堵は、基本的に誰が正当な権利者であるかを決める、紛争解決の問題であるのだから。(55)

　にもかかわらず、亀田の近著では批判をエスカレートさせ、佐藤説に対し、「率直に言って、破綻しているのではないだろうか」とまで述べるに至っている。だが亀田による破綻宣告の根拠は、次に引くとおり、はなはだ危ういものである。

（前略）判決の執行といった「統治権的支配」の根幹とも言える機能に主従制的な要素が見いだされ、逆に主従制の根幹であるはずの軍事編成にさえも統治権的な要素が存在する。恩賞充行・所領安堵に双方の要素が混在することも、筆者が指摘したとおりである。

　しかも所領安堵のような重要な権限が、時期に応じて支配原理を頻繁に変える。あまりにも例外や時期的変遷が多い。そもそも、この二つの支配権は同列には並べられない、別次元の支配原理である。(56)

以上の理由から、佐藤説は「破綻している」のだ、という。

だが、そうだろうか。右で挙げられた例外、原則外の指摘は、事例を積み上げるまでもなく、論理上の問題として、それはそうだろう、と言うほかないレヴェルの話ばかりである。事例を挙げるまでもなく成り立ちうる批判では、いくら事例を積み上げても、とうてい核心を射抜くことはできない。

　じつは例外を指摘することでその説が破綻している、とする論調は、亀田の近著に満ち溢れていて、「鎌倉幕府において、統治権的支配者であるはずの執権が、『主従制的支配権』に当たる充行を行った事例がわずかながら認められることも、例外として看過できないと考える」(57)とも主張している。

　だが、いったい誰が「であるはず」などと言ったのか。それは佐藤進一ではなく、亀田自身であろう。

　そもそも、例外の指摘が可能ということ自体、主従制的支配権や統治権的支配権が、〈理念型〉のセットとして成功していることの、何よりの証左ではないのか。これは、およそ学問に携わる者の基本事項であるが、ヴェーバーの〈理念型〉とは、分析に先立って用意するモノサシのことであって、複数の〈理念型〉を組み合わせることで、複雑な構造とその動態を記述可能にするツールのことである。したがって、亀田のように「であるはずの」と述べた瞬間に、その論者は〈理念型〉をそうした分析

のツールとしてではなく、分析結果の収納先、言うなれば、分別収集のゴミ袋のごときもの、分類のツールとして取り扱っている、ということが露呈してしまうのである。これが〈理念型〉分析とかけ離れた態度であること、つまり佐藤批判になりえていないことは明らかであろう。じっさい、官僚機構が人格的に機能することは、矛盾でも破綻でもない。亀田の議論は、すべての官僚制を合法的支配に割り振らないと気が済まない議論に等しく、これでは伝統的支配としての家産制的官僚制が捉えられなくなってしまう。

もちろん、責任を亀田ひとりに帰するつもりはない。研究史の混迷はおそらく、現今の中世史研究者の大方が、〈理念型〉分析というものを解していないことに起因する事態なのではないか。ただそうなると、学問の根幹を揺るがす問題、ということになりかねない。

加えて、佐藤自身にもまったく問題がなかった、と言うつもりもない。佐藤もまた批判に応答する過程で、〈理念型〉と分析結果とがきちんと峻別されていない叙述をしてしまっている部分があったし、佐藤の盟友石母田正の場合にも、ヴェーバーの〈理念型〉分析を分類ツール的に用いてしまっている部分があって、古尾谷知浩は鋭敏にもその点を見逃さなかった[58]。ただ私は、石母田の場合同様、佐藤の場合も、議論設計の「思いがけない綻び」と見るほうが、はるかに生産的であると考えているので、後発の我々が取るべき態度は、主従制的支配権や統治権的支配権を、徹頭徹尾〈理念型〉として、分析ツールとして使用していくことであろう。

実際、亀田が指摘してきた個々の事象には学ぶところ大であって、それらは佐藤学説の破綻を示しているどころか、むしろ佐藤の提示した理念型が有効に活用された成果である、と言うべきなのである。

以上が、今次、「歴史学におけるヴェーバー受容の可能性――石母田正・佐藤進一以後の古代・中世史研究を中心に」と題する口頭報告原稿の一部を活字化しておきたい、と考える所以である。議論の混迷を整理する上で、いささかでも裨益するところあれば幸いである。

ⅱ 一九六〇年代初頭の丸山眞男と石母田正・佐藤進一

⑴ 対象文献

本節で取り上げる石母田正の「古代法」[59]は一九六二年、佐藤進一の「室町幕府開創期の官制体系」[60]は一九六〇年の発表である。[61]さらに本報告では、いま一つの同時代的思考として、丸山眞男の「忠誠と反逆」（初稿一九六〇年、改訂稿一九九二年[62]）を、議論の糸口として検討したい。[63]なお、丸山と石母田が共有していた問題意識を、「克服すべき対象としての原型（古層）」として論じたのは水林彪であるが、[64]本報告は水林とは逆に、両者を分かつ裂け目のほうに着目することになる。

⑵ 丸山眞男を議論の糸口として

丸山眞男の論文「忠誠と反逆」における「反逆」とはなにか。丸山は議論の冒頭、養老名例律6八虐条の本註ならびに疏議にもとづき「謀反（むへん）」と「謀叛（むほん）」の別を述べ、そこに十八世紀のヨーロッパに登場した「大逆罪 Hochverrat と叛国罪 Landesverrat という観念的区別」の「東洋的原型」を見出している。すなわち丸山が「ともかく高度に大陸文化の影響を受けた日本の支配階級と知識層がすでに八世紀初頭にこうした反逆の二つの類型区分を知っていたのは興味がある」と言う時、そこでイメージされているのは、「謀反」は君主（天皇）への反逆、「謀叛」は国家への反逆とする区分なのである。

だがこの丸山の解釈には、三つの問題点がある。まず第一に、律の本註に拠る限り、「謀反」とは「謂うこころ、国家を危うくするを謀る」こ

とであり、「謀叛」とは「謂うこころ、圀に背き偽に従うを謀る」ことである。すなわち「謀反」が「国家への反逆」であるのに対し、「謀叛」とは「国家からの反逆」なのである。(65) 律の本註が想定しているのは反逆方法の類型であるが、丸山の脳裡にあるのは反逆対象の類型なのだ。丸山のその後の議論が、もっぱら忠誠・反逆の「対象の転移」（＝謀反）を論じ、対象そのものの転覆（＝謀叛）という問題が射程外に押し遣られているのは、この最初の躓きによるものである。

第二に、疏議の部分を参照するならば、そこでは「尊号を指斥」することを憚って「天皇への反逆」を「国家への反逆」に置き換える操作がなされている。天皇と国家が等号で結ばれるというこの操作を、丸山はア・プリオリに受け容れてしまっているわけだ。丸山は一方で、「十八世紀の合理主義哲学と『主権』観念の展開」によって君主への反逆と国家への反逆が区別される以前の法観念の例として、ゲルマン法における「王を共同体の人格化」と見なす考えを挙げ、また「忠誠と反逆」一九九二年版では、六〇年版を加筆修正してローマ法における「国家と同一化された皇帝の人格」への反逆をも強調しているにもかかわらず、なぜか養老名例律については、「大逆罪 Hochverrat と叛国罪 Landesverrat という観念的区別」の「東洋的原型」を指摘することに眼を奪われ、それが〈国家の人格化としての天皇〉の問題であることを看過してしまっている。石母田正の古代国家論との裂け目は、まさにその点をめぐって立ち現れることになる。

第三に、「対象の転移」が関心の基底にあるにもかかわらず、その転移可能性が単一のネーションの内に閉じられてしまっている。国民国家以前にあったはずの多元性、それこそ中世史家佐藤進一がこだわった、朝廷とは別なる国家の誕生、すなわち国家の〈複数性〉の問題は、そこでは想定されていないことになる。丸山の「反逆」とは対象を転覆することのない「謀叛」という形態において語られ、にもかかわらず「対象の転移」先は、国境を越えない〈内部〉に設定されているのである。(66)

さて、この丸山の〈誤読〉によってかえって浮彫りとなるのは、その基底にある問題意識が、ヴェーバー的な人格的支配と非人格的支配の問題であった、という点である。古代律令法における「天皇への反逆」と「国家への反逆」の区別を説く丸山の〈誤読〉は、天皇という君主の人格的（伝統的）支配と、律令制国家という非人格的＝官僚制的（合法的）支配の区別――もちろんその区別自体は誕生しているのであるが、それを律の「反逆」観念に読み込むのは牽強付会である――をそこに見出したい願望に基づくものである。そしてこの区別を設定することによって、それとは対照的な中世武家法における人格的支配の優位性、「『私』的、党（ともがら）的な武士的忠誠の観念は、一般的規範への抽象化に本質的に限界があったというマイナス面がかえってその逞しい生命力の発条となって、公家勢力を圧伏して行った」（一九六〇年版）という論点は鮮やかに際立つものとなり、そこから、江戸時代に持ち越された「封建的忠誠」に内在する「武士のエートス」と、その「ダイナミック」な「行動的エネルギー」、「非合理的主体性とでもいうべきエートス」という、おなじみの論点が導き出されることになるのである。

(3) 丸山の〈第二問題〉と石母田正

石母田正がこの間対峙した問題は、日本社会における民主制的意思決定性の不可能性であると言ってよいだろう。丸山も石母田も、日本社会のネガを通してポジを語りだそうとした点では、たしかに共通している。だが石母田が克服すべきものと考えたのは、日本社会における人格的支配の優位性であり、〈構造〉としての天皇制である。一九六二年の「古代法」で石母田は、律令制導入段階においてすら、「古代法における『国

家』の意味が公権力としての国家でなかった」とし、国家または公権力の観念が「王または王室から分化していない」こと、「王と臣僚の関係、および臣僚間の関係もまた制度や機構を媒介としない直接的、人格的結合の側面が前面に出ざるをえず、（十七条……引用者註）憲法に人倫的規定が圧倒的に多いのもそのためと考えられる」、としていたのである。この段階で石母田が日本社会に見出したネガは、非人格的な合法的支配の未成熟であり、天皇の人格的支配の優位性であろう。石母田は丸山が迂闊にも見逃してしまった養老名例律「謀反」条における「国家と同一化された天皇の人格」こそを重視するのである。もちろんそれは、マルクス主義者としての石母田が、そこに首長によって代表されるアジア的共同体の共同性を読み取っているからでもあろう。だが丸山が、非人格的な「原理への忠誠」を一方で問題化しつつも、結局は人格的忠誠を基調とする武士のエートスの逆説的な延長線上に、ヴォランタリー・アソシエーションを切り拓くポテンシャルを見出そうとしたことを想起するなら、それはきわめて対蹠的な議論と言えるのではないか。

　なお石母田自身は、このち一九七一年に刊行された『日本の古代国家』で、律令制国家の「成立」という問題と正面から向き合った際、「古代法」段階の思考を自己批判し、律令制国家においては「天皇またはその家産制から区別された意味の国家または公権力の概念」を示すものとして「官」や「公」が成立するにいたっており、それは「機構化された権力の体系、それを専有し運転する官僚制の発展によってもたらされた公権力の成立、天皇の人格や家産から区別された非人格的な『国家』の成立にほかならなかったのである」、と強調して軌道修正を行なっている。[67]もちろん一方で石母田は、大化前代の天皇（大王）の家産制的組織を国家の一行政機関に編成した「古い型の省」と、伝統から自由な「新しい型の省」とを区別した、同書第三章の鮮やかな議論に見られるごとく、非人格的な新国制の誕生のなかに、いかに人格的な旧国制が影を落としているか、という問題意識を放棄したわけではない。ただ天皇による人格的支配に抗する道具立てとして、法や機構など〈非人格的なるもの〉一般を対置することの曖昧さを認め、〈非人格的なるもの〉一般から〈民会によって代表される共同性〉という問題系を切り分けることで、人格的支配の強いアジア的共同体の遺制に対置せしめたのである。

⑷丸山の〈第三、第二問題〉と佐藤進一

　中世史を研究する者にとって、〈国家の複数性〉を問題化する、ということは一つの大きな〈前提〉を選択することである。その旗手と言うべき佐藤進一が、〈いわゆる素朴実証主義者〉でないことなど、あらためて言うまでもない。報告者はかつて「戦時下に書かれた石母田正『中世的世界の形成』」と並び立つものとして「一九六八年闘争を不可避の前提とする佐藤進一『日本の中世国家』」を位置づけたことさえある。[68]黒田俊雄の〈権門体制論〉（論文「中世の国家と天皇」の初出は一九六三年である）が、諸権門に通底する〈構造の束〉として単一国家[69]を措定することによって、中世天皇の権力構造に迫ろうとしたのに対し（ただし、権門体制論のこのような解釈は、少しも一般的ではないが）、佐藤進一が目指したのは、〈別なる国家〉の樹立可能性についての議論を通して、所与の（＝ここが中世史家たる所以でもある）国家を相対化することである。石母田であれ、黒田であれ、佐藤であれ、それぞれ学説上相容れない対立点を孕みながらも、戦後歴史学の良心の、きわめて〈価値自由〉な発露が、この時期相次いで見られることは、今日の歴史学からはまったく想像できないほどである。

　佐藤進一が切り拓いた論点としては、上述の東国国家論のみならず、〈合議〉と〈専制〉を理念型として鎌倉幕府を三段階に区分する学説の提

唱、「ジギ（時の議論、時の宜しき）」と呼ばれるものが、じつは時の為政者の意思とイコールであることの解明[70]、など、戦後民主主義の思潮に棹差した〈意思決定のあり方〉、その民主化の道筋の可能性いかんを問う議論が名高い。だが、それにもまして今日もっとも大きな影響力を持つのは、室町幕府開創期に足利尊氏と弟直義が分有した「主従制的支配権」と「統治権的支配権」の二元構造をめぐる議論であろう。ただし、水林彪[71]と報告者を少数の例外として、佐藤のこの議論が、石母田同様ヴェーバーの「支配の正当性」に立脚していることを当然視して論じた研究に出会うことが稀であるのは、学問として異常な事態と言うほかない。その現状分析の詳細はⅲ節に譲り、まずは中世史家にはよく知られた二元構造の骨子を、再確認しておこう。

尊氏・直義の発給文書を収集すると、「尊氏は武士に対する軍事指揮権と行賞権を、直義は民事裁判権・所領安堵権をそれぞれ掌握している」ことが判明し、これをもって佐藤は、尊氏の権限を「主従制的支配権」、直義の権限を「統治権的支配権」と呼んだ。他分野の研究者にもリアルにイメージしていただけるように、図版を使って（本稿では省略、以下同）ごく単純化して説明すると、下知状形式の文書はもっぱら弟直義が出しており、それを一覧することで、これらが訴訟の裁許や所領の安堵などに用いられていることが判明する。つまりここから、直義が「被支配者間の争いを第三者として判定する」機能を担い、引付方・安堵方などの関係機関を統括していたことが明らかになる、というわけである。

以上の佐藤の議論は、武家による新しい「国家」の成立を問う、という構えにおいて、石母田『日本の古代国家』における「国家の成立の問題」の先駆をなすものと見ることができる。武士の基本は主従制、すなわち君主による人格的支配であるが、それが私的な軍事集団から公権力へと脱皮せんとする時、法や機構などを介した非人格的な支配が必要とならざるを得ない、という着想がそこにははっきりと見てとれるのである。もちろん佐藤が展開した「合議と専制」の議論が、その着想と同根であることは言うまでもない。

(5)小括

以上、一九六〇年代初頭に発表された、石母田の「古代法」と、それに先行する佐藤の「室町幕府開創期の官制体系」という、いずれも「非人格的なるもの」の可能性に光を当てた、歴史家の議論をざっとサーヴェイしてきた。それにつけても、「一般的規範への抽象化に本質的に限界があったというマイナス面がかえってその逞しい生命力の発条となっ」たとする丸山の武士理解、武士の「非合理的主体性とでもいうべきエートス」に社会変革の「行動的エネルギー」の可能性を見出そうとするその議論の特異性は、歴史学者の同時代的思考とならべた時、いっそう際だって見えるのではないだろうか。

ⅲ古代史研究と中世史研究の現在

(1)石母田没後二〇年、丸山没後一〇年の年に

石母田正の問題意識を今日の学問水準において継承するものとして、古代史研究では、古尾谷知浩と佐藤全敏の研究を挙げることができる。この新しい研究動向が一つの結実を見た二〇〇六年は、石母田没後二〇年であるとともに、丸山眞男没後一〇年の年でもあった。

古尾谷は最近も「天皇家産制研究の課題[72]」、また同稿を一部初出とする「家産制的手工業の歴史的展開[73]」などを精力的に発表しているが、その問題意識をもっとも体系的に示すのが、二〇〇六年刊行の『律令国家と天皇家産機構[74]』であった。古尾谷は、石母田が『日本の古代国家』（一九七一年）の巻頭にルソー『社会契約論』第一編三章のよく知られた一節——

最も強いものでも自分の強力を権利に、服従を義務に変えないかぎり、いつまでも主人であり得るほどに強いものでは決してない――、を置いたことに倣って、議論をここから始める。そして、「いたるところで鉄鎖につながれている」「このような変化」について、「何がこれを正当なものとすることができるか。私はこの問題は解くことができると信ずる」（第一編一章）としたルソーを経て、ヴェーバーの「支配の正当性」こそが問題の核心にあることを、明快に宣言している。古代史研究には井上光貞をはじめとするヴェーバー受容の水脈があったにせよ、こうした書き出しの書物の登場は稀なることと言わねばなるまい。二〇〇六年と言えば、古尾谷著書の十か月後に上梓され、おそらく並行して用意されていたのであろう水林彪『天皇制史論』が、やはりルソーの同じ一節を巻頭に置いて、ヴェーバーの「支配の正当性」へと論をすすめているのは、示唆的である。[75] ちなみに小稿「丸山眞男・石母田正と〈日本的なるもの〉[76]」もまた、二〇〇六年の同時代的思考であった。

(2) 古尾谷知浩における〈天皇制〉のモティーフ

古尾谷の主張を、本報告の関心に引きつけて要すれば、「天皇の人格を媒介とする支配のあり方が、決して古いもの、律令制以前のものに限定されるのではなく、古代国家を通じて再生産されたものであった[77]」という点に約言できよう。大政官（のち太政官）から独立していた天皇の家産制的機構が、中務省・宮内省の被官となり太政官に組み込まれても、「奉口勅索物」のようなルートが存在したこと、八世紀から九世紀にかけての、勅旨省、ついで蔵人所の成立、さらに九世紀末から十世紀にかけて「蔵人方・官方」の二元的機構の確立、といった具合に、古尾谷は天皇の家産制的支配を支える機構が、時代の推移に即して絶えず「再生産」されてきた側面を重視する。古尾谷はまた、東島が「石母田の最良の成果」と見た、「大化前代からの家産制的組織を国家の一行政機関に編成した『古い型の省』と、伝統から自由な『新しい型の省』を区別した」議論[78]をも批判し、石母田が、分析・索出手段であるはずの〈理念型〉をあたかも実体化し、「律令国家がさまざまなやり方で支配の正当性を獲得しようとしていた動的な部分をみえにくくしている[79]」と論じてもいる。

律令制〈国家〉の誕生という、大きなテーマを前に石母田が行なった議論の〈再構成（一九六二―一九七二）〉については、ⅱ節で指摘したとおりであるが、そのハイライトが、新著『日本の古代国家』第三章の「古い型の省」と「新しい型の省」の議論にあることは疑いない。私には、石母田の議論は十分に「〈構造〉のダイナミズム」を浮かび上がらせたものと映じたが、ではなぜ古尾谷は、あえてこれを「動的な部分をみえにくくしている」と論じるのであろうか。石母田―東島と古尾谷の、観点の差異を明示することで説明してみよう。

それは、古尾谷が徹頭徹尾、冒頭のルソー引用、「いつまでも主人であり得るほどに強いものでは決してない」をテーマに、天皇がいかにして存続しえたか、そして、そのために何が再生産されていったか、を具体的に論じたいからであろう。一見「動的」に見える石母田の議論が「動的」でない、とされるのは、石母田と古尾谷の、観点の相違による、としか言いようがない。戦中知識人の「頽廃」を先鋭に（自己）批判した『中世的世界の形成』（序文一九四四年）のモティーフがそうであるように[80]、石母田は古尾谷のような「天皇制」を存続せしめた構造の分析に向かうのではなく、彼が生きた時代に所与の壁としてあった「天皇制」、「伝統的支配」の優位、あるいは「日本的なるもの」を〈克服〉するための筋道をどう付けるか、否、どう付けられなかったか、こそが、その中心テーマであり続けたのだと思う。

⑶佐藤全敏における〈天皇の中世化〉

二〇〇六年に提示された古尾谷の視角に学びつつも、「ややもすれば官僚制的秩序と家産制的秩序の二元構造が通時代的に存在することが強調されて、かえって支配理念の変化・変質の相がみえにくくなっている」とする批判を加えたのが、佐藤全敏である。[81] 佐藤はそこまで明言してはいないが、その評言を一歩推し進めて言えば、古尾谷は天皇の家産制的支配が「再生産」されることを「動的」と見たが、通時代的にそれを検証していく作業によって、むしろ構造の「不動」の側面を浮かび上がらせてしまっている、ということになるだろう。二十世紀末に流行した論調を用いれば、天皇制を批判しようとする者が、かえって天皇制を実体化してしまっている、とも言える。

一方、古尾谷を批判する佐藤が重視するのが、九世紀末から十世紀初頭に生じた、「体制転換」であった。官僚制の変質（特に別当制の変質）と天皇の食事のとりかたの変容という、一見異なる次元で起っている「変化・変質」が同根であることを論じるスリリングな論考であり、「唐に対する意識の変化が、天皇を頂点とする朝廷の、その権力主体としての形態を変容させたと考えられるのである」[82]とする。

佐藤の議論の中核をなす別当制研究は、太政官制とは別ルートの官僚制の作動の仕方を明らかにしたものである。別当とはその統括機関内部の職員ではなく（たとえば検非違使庁の別当は検非違使ではない）、天皇に直属する存在であり、重要な案件にのみ外部から関与するだけで、それ以外の政務は各機関内部の構成員によって処理された。にもかかわらず別当はその機関の代表であり、最終責任者であった、とする議論は、日本史上の権力構造、あるいは責任の取り方の一つのパターンを示すものとして、非常に刺戟的な内容と言える。この別当は、ヴェーバー風に言えば「家産制的行政幹部」とでも言うべきところであり、佐藤自身は最終的にこの概念を明示的には選択してはいないものの、その思考の痕跡ははっきりとうかがえると言ってよい。

さらに佐藤は、すでに二〇〇三年の小稿[83]でも指摘したように、石母田の「古い型の省」と「新しい型の省」の議論を意識する形で、平安時代の内裏に置かれた様々な「所」の別当に〈王卿・次将〉型と〈蔵人〉型の新―旧二つの型があることを鮮やかに示した。[84] ただし、九世紀後末期以降新設された「所」の別当に天皇の人格的支配下にある近臣層、すなわち蔵人が宛てられるようになっていく、ということは、天皇の家産制的支配の強化を意味するのではなく、むしろその終末期の姿である、と考えているようだ。すなわちここに、天皇の家産はもはや天皇個人が把握すべきもの、言い換えれば天皇が「一権門」としての相貌をもつにいたった、と位置づけられるのである。

古尾谷が論じたのが、そのままでは維持できない古代天皇の人格的・家産制的支配の再構築過程であるとするならば、佐藤が論じたのは、天皇が上級貴族や大寺院と同様の「一権門」へと姿態転換していく過程、そう言ってよければ〈天皇の中世化〉であった、ということになろう。

⑷〈主従制的支配〉と〈統治権的支配〉をめぐる議論の現在

古尾谷知浩と佐藤全敏は、結論こそ違え、「権力」がどのような手続きで行使されるか、その分析によって「総体としてどのような政治体制を構成していたか」を等しく問題にし、そこに、ヴェーバーの方法を受容しつつ、歴史家の責任倫理として石母田の議論を批判的に継受していこうとする姿勢が顕著であることは、あらためて確認されてよい。では一方、中世史研究の現在は、どのように見渡すことができるだろうか。「佐藤進一以後」[85]、近年にいたる研究動向のサーヴェイとして、二〇〇六年に新田一郎、二〇一〇年には吉田賢司[86]が、相次いで論文を発表したが、「非

人格的なるもの」の探究が現実性を帯びていた、一九六〇年代初頭における歴史家の責任倫理とは無縁の議論が研究史を覆っている状況であり、この点、前述した古代史研究と大きな懸隔を示すことになった。特に吉田が、「直接的・人格的な主従関係」に対して「間接的・非人格的な主従関係」と言うに及び、そもそも「非人格的」とはなにか、まったく見えない状況となってしまっているように思われる。[87] 一方の新田の整理は、以前の自論を修正して、はるかに明解になった点を特筆したいが、吉田の整理には、一九九二年当時の新田の議論、すなわち「主従制的支配権」を「個別的な様態で機能する権能」、「統治権的支配権」を「一般的な様態で機能する権能」と読み換え、もはや理念型としての体をなしえないほどに、何とでも言える状況を創り出した混迷の跡が、今次の新田自身の軌道修正にもかかわらず、なお長い影を落としているように見える。

ところで、二〇〇六年の新田の整理のなかで、今日なお重要な鍵を握る問題提起として位置づけられているのが、古澤直人の「武家政権の二元的支配権の問題[88]」である。たしかに学ぶ点の多い指摘であり、ここでもやや立ち入って検討しておきたい。

古澤は、佐藤進一が一九六〇年に発表した「室町幕府開創期の官制体系」と一九六三年に発表した「室町幕府論」の記述には「《重大な飛躍》」があるとし、以下の点を指摘する。①「統治権」を遂行する幕府権力の根幹は、「主従制的」に編成された個々の御家人の軍事力であり、さらには将軍の御家人に対する「主従制的支配権」であって、「統治権的支配権」なるものではない。②「主従制的支配権」に対して「統治権的支配権」を並立するのは、「本来論理レベルの違うものの抽象化」であり、強いて求めれば、「官僚制的支配＝権力編成」とすべきである。③直義の行使した「統治権的支配権」は、鎌倉時代を通じて歴史的に形成されたものであり、頼朝以来の「所与の権限として存在したものではない」点が重要である。④「頼朝以来」に求める佐藤の理解は、「公家からの授権に幕府の成立＝本質を見る」佐藤の基本的視角にかかわる。以上四点が、その骨子である。

まず③であるが、佐藤進一の「統治権的支配権」は理念型分析であるから、室町幕府開創期のみならず鎌倉幕府開創期に用いても、それ自体は、何ら問題ない。むしろ、石母田の議論同様、「国家の成立」を記述する場合には、非常に有効な理念型となろう。問題があるとすれば、なぜ佐藤がヴェーバー由来の理念型を、古澤の②の指摘のように「官僚制的」として記述せず、「統治権的」へとずらしてしまったのか、である。古澤の、一見瑣末な①へのこだわりは、この文脈において理解すべきであって、吉田賢司の整理では、この点が正しくトレースされていない。佐藤が「統治権的支配権」の語を選択した意図が、古澤が④で想定するとおり、鎌倉幕府の成立を「寿永二年十月宣旨」による授権[89]に見る佐藤の持論と密接にかかわることは間違いない、と思われる。ただし先述したとおり、佐藤の意図は「鎌倉幕府開創期」、言い換えれば、室町幕府開創期に留まらない武家による公権力形成一般を記述する理念型としても有効、としているだけであり、古澤が「頼朝以来」と整理したような、その〈由緒〉を論じているわけではない点は、確認しておかねばなるまい。

かつて大山喬平の「構成的支配」や永原慶二の「官職制」の議論がそうであったように、古澤の議論においてもまた、佐藤の理念型分析の意図が見落とされ、それが換骨奪胎されていった〈不幸な研究史〉の引力圏内にとどまっている、などと今日の眺望の高みに立って批判するつもりはない。上述したその指摘の鋭さは、佐藤以後、今日に至る研究史のなかで、他に例を見ないものであることは、あらためて強調しておきたい。

本節の最後に、佐藤以後のヴェーバー受容について、もう一点、新田も吉田も一顧だにしない研究ではあるが、その痕跡がはっきりと見られる古文書学的研究として、古澤と同じ一九九一年に発表された、山室恭子の『中世のなかに生まれた近世』[90]を取り上げておきたい。山室の著書は、その奇抜な文体と、当時としては先駆的なデータベースの駆使に注目が集まりがちで、じっさい的外れな書評も多かったが、「人格的支配」「官僚制的支配」を含む「用語集」をきちんと明示した、これまた稀有な研究書である。その特色は、佐藤の議論の正統的後継者というべき文書様式の分析にあり、戦国大名当主がみずから花押を据えて発給した名誉系の文書が多い「非印判状大名」（人格的支配が優位）と、官僚機構が発達し、奉行が大名当主の意を奉じ、印判を押して命令系の行政文書を大量発給するような「印判状大名」（官僚制的支配が優位）とを色分けしていく。その上で、東国の北条氏に代表される「印判状大名」の支配の仕組みが、西国に顕著な「非印判状大名」を圧倒して近世的秩序を形作っていった、とするのである。結論はオーソドックスであるが、手法において鮮やかである。いずれにせよはっきりしているのは、この一九九一年以後、〈価値自由〉な研究史は停滞してしまっている、という点である。

(5) 小括

以上、古代史研究・中世史研究の現在として、一九六〇年代初頭に開削された石母田正・佐藤進一によるヴェーバー受容の、およそ半世紀後の現況を概観した。「佐藤の学説は古文書学の新境地を開き、その後の政治氏研究の礎となったが、反面、佐藤の議論の思想的強度までを継承した研究はそう多くはない」[91]――これは二〇一〇年に私が述べたことであるが、古代史研究の現在に比して、中世史研究は著しく立ち遅れている、と言わざるを得ない。

おわりに

本稿は、佐藤進一が切り拓いた「幕府」論の基礎概念にかんし、見失うべきでない根本の問題は何か、を論じることを通じて、渡辺浩の提言に応答してきた。第一の基礎概念は、日本列島に複数の中心があったとする「東国国家」であり、戦後歴史学において、天皇制を相対化する原理の歴史として探究された。本稿では、佐藤のように史料上の概念とは別個の分析概念として「幕府」を論じるのではなく、史料上の「幕府」「柳営」用例からこの問題にアプローチした。その結果、従来存在しないと考えられてきた非人格的な機構としての「幕府」用例が、希薄ながらも存在すること、また、中世史料上「〇〇幕府」なる呼称は「関東幕府」「東関柳営（幕府）」としてしか存在せず、東国国家論のように、列島に複数の中心を認める議論にのみ有効であることを明らかにし、もって「室町幕府」概念の放棄を提言した。第二の基礎概念は「統治権的支配」であり、人格的支配から切り離された非人格的なシステムが、日本社会においていかに可能か（不可能か）、を問うたものである。佐藤が今日いかに誤読されているか、を糸口に、一九六〇年代初頭において石母田と佐藤が共有する問題意識の基底にあるのがヴェーバーの支配の正当性の問題であったこと、またその水脈が古代史研究においては継承され、中世史研究ではほとんど見失われてしまっている現状を論じた。

以上の検討を通じて、あらためて確認されなければならないのは、佐藤進一と黒田俊雄、また佐藤進一と石母田正の学問を支える〈軌範性〉の問題であり、それ抜きには研究史が整理できるはずもない、という一点である。あらためて樋口陽一の指摘に学ぶならば[92]、歴史学研究者にとっての〈軌範性〉の問題は、歴史学が学問であるか非-学問であるかを分かつギリギリの境界線である。〈軌範性〉の自覚のない研究は、そもそも

〈価値自由〉ですらないが、問題はそれだけではない。

ここ十年ほどの学問状況を回顧するに、ポストモダンの最良の部分と言うべき社会構築主義が一気に退潮し、ふたたび（あえてふたたびと言わせてもらう）実在論へという流れが濃厚となってきている。社会構築主義とは、「障がいを持つ」というような本質主義から「障がいがある」へとシフトすること――たとえば、いまここに二段の階段があるという、社会の設計、〈構成〉のされ方がマズいのであって、社会の設計は変えることができる（段差は取り払うことができる）、とする考えであって、学問を生きた言説とする上で、決定的に重要であったはずだ。歴史学でも、すでに一九八二年の段階において、安丸良夫は社会構築主義を受け容れていたし、[93]網野善彦が国号「日本」は〈構成〉されたものであるから変えることもできる、ということにこだわり続けたのも、まさしく社会構築主義の表明であった。[94]

社会構築主義は、本質主義では見えなかった問題を可視のものとしてくれる点で非常に有意義であって、歴史学にも裨益するところ大であった。が、むろん限界もある。そんな簡単に社会は変えられないし、スピヴァクの言う戦略的本質主義[95]に立った方が、当座の問題解決に有効な場合さえもある。また歴史学が社会構築主義に立った場合、同時に歴史修正主義をも論理的には可とするから、上野千鶴子の謂う「言説の闘争」[96]によってこれに対抗するしかない。つまり二段ある段差をゼロ段にすることもできるが、九段に変えることもできるのが、社会構築主義なのである。[97]

そしていま、社会構築主義が斜陽となるのと並行して起きているのが、実在論の大らかな肯定であり、あたかもそれに連動するかのような〈軌範〉なき歴史学の蔓延であって、その中核にあるのが、室町幕府を中心とする中世史ブームなのである。

しかも事柄は、歴史学という、一学問上の問題にとどまるものではない。目下日本社会において三度目の「新しい中世」、言うなれば〈新しい中世3．0〉現象が勃興しつつある。別の機会に論じたように[98]、この〈新しい中世3．0〉が、過去二回のそれが曲がりなりにも現状批判に立脚していたこととは異質の現象である、という点は、決して看過されるべきでないのである。

註

① 東島誠「歴史学におけるヴェーバー受容の可能性――石母田正・佐藤進一以後の古代・中世史研究を中心に」（ヴェーバー法理論・比較法文化研究会報告、二〇一一年一月九日、於・一橋大学佐野書院）。

② 與那覇潤「無縁論の空転――網野善彦はいかに誤読されたか」（『東洋文化』八九号、二〇〇九年）。なお同様の指摘として、安冨歩「無縁・マツコ・オタク」（『現代思想』四二巻一九号、二〇一四年）も参照。

③ 東島誠＋與那覇潤『日本の起源』（太田出版、二〇一三年）八三～九六頁。

④ 神野潔「書評・亀田俊和著『足利直義――下知、件のごとし』」（『史苑』七七巻二号、二〇一七年。ただし神野は、前掲註③共著書ではなく、東島誠『自由にしてケシカラン人々の世紀』（講談社選書メチエ、二〇一〇年）の方を挙げている。

⑤ 佐藤雄基「書評・近藤成一著『鎌倉時代政治構造の研究』（歴史科学叢書）」（『史学雑誌』一二七編六号、二〇一八年）註⑬。

⑥ 髙橋昌明『平家と六波羅幕府』（東京大学出版会、二〇一三年）。

⑦ 本郷和人『謎とき平清盛』（文春新書、二〇一一年）。

⑧ 入間田宣夫「藤原秀衡の奥州幕府構想」（上横手雅敬編著『源義経 流浪の勇者――京都・鎌倉・平泉』（文英堂、二〇〇四年）、同『藤原秀衡――義経を大将軍として国務せしむべし』（ミネルヴァ書房、二〇一六年）。

⑨ 藤田達生『信長革命――「安土幕府」の衝撃』（角川選書、二〇一〇年）。

⑩ 佐藤進一『日本中世史論集』（岩波書店、一九九〇年）所収。

⑪　歴史学におけるヴェーバーの〈価値自由〉の問題については、東島誠「中世自治とソシアビリテ論的転回」（『歴史評論』五九六号、一九九九年）以来、幾度も論じてきたことで、前掲註①東島報告のうち、本稿第Ⅱ章に収めなかった一節「歴史学の責任倫理とヴェーバー」の⑵「〈変えることのできる社会〉と〈修正主義〉の間で」では次のように述べた。

一人の歴史学に携わる者として私がこだわりたいのは、いまでもヴェーバーの〈価値自由〉である。「事実をして語らしめる」（『職業としての学問』）という、教師が、否むしろ歴史家が陥りやすい常套手段こそが、ヴェーバーに言わせれば「不誠実なやり方」である。その「やり方」にかえて、価値判断のプロセスを明瞭に示すこと、そのことによって他の価値判断に基づく歴史分析とのアリーナに正々堂々と競い立つこと、それが、一研究者として「最良の解決」と思われる歴史叙述に固執しつつ、なおかつ他の価値判断による分析に対しても開かれた態度であろう、と思う。

この研究者の倫理を、より平明に叙述したものとしては、前掲註③東島＋與那覇共著書、三三七―三三八頁を参照。

⑫　渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、一九九七年）。

⑬　近著では、三谷太一郎『日本の近代とは何であったか――問題史的考察』（岩波新書、二〇一七年）。

⑭　戦後民主主義と佐藤史学の関係については、東島誠＋與那覇潤「歴史学に何が可能か――「中国化」と「江湖」の交点」（『ａｔプラス』一二号、二〇一二年）参照。

⑮　石井進「日本中世国家論の諸問題」（『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年）。

⑯　前掲註⑦本郷著書。

⑰　前掲註⑨藤田著書は、流通の結節点としての安土という論点にかんしてはじつに興味深く、ならば「六波羅幕府」論ではなく「福原幕府」論に紐づけて論じていれば、まだしも生産的であった、とは思われる。

⑱　延応二年二月日高野山住僧等解状案（『大日本古文書』高野山文書之八、又続宝簡集百十七、一八六一号）。以下、高野山文書は東京大学史料編纂所架蔵高野山霊宝館ＣＤ－ＲＯＭのデジタル写真によって校正した。

⑲　『吾妻鏡』は編纂史料であるから、「幕府」用例は、当然頼朝の将軍宣下以前にも遡及して用いられる。初見は文治五年（一一八九）六月五日条の「幕府に参じ申す」であり、同時にこれは右大将補任以前に遡るものでもあるから、『吾妻鏡』の「幕府」が将軍か右大将か、という議論にはまったく意味がない。

⑳　逆に、「将軍家のおはします所を幕府」とした『武家名目抄』にあっても、一方では、「文治中、鎌倉右大将軍家、此職（引用者註……征夷大将軍、年次としては事実誤認）に拝し、諸国に総追捕使を置事をゆるされ、幕府を東国に卜してより、天下兵馬の権併掌握に帰す」としている。ここでの「幕府を東国に卜して」が、単なる将軍在所（用例Ｂ）ではなく、政庁、また軍政府の意（用例Ｃ）を含んでいることは明らかであろう。なお、享保九年（一七二四）跋の新井白石『読史余論』において、武家の「一変」として「武家は源頼朝、幕府を開て」等々の記述があることを、前掲註⑫渡辺著書は「極めて珍しい例」とする。しかし管見では、すでに十七世紀の段階で、「就㆓諸大名之列訴㆒幕府僉議事」（伊南芳通『続太平記』貍首編十三、東京大学総合図書館所蔵、貞享三年（一六八六）板本）のような用例を見出しており、本稿で取り上げた中世の諸用例とあわせ、もはや珍しいとは言い難い状況であることを付記しておきたい。

㉑　歴史学もまた社会科学の一員であり、①歴史家にも規範が必要であるとし、さらに、②自分自身の問題意識、「観点」が自分にとって持つ「規範」性の自覚が、致命的に重要である、として、高橋幸八郎、石母田正、東島誠を挙げて論じた、樋口陽一「法学における歴史的思考の意味――憲法学の場合」（『憲法という作為』岩波書店、二〇〇九年）註8を参照。

㉒　東島誠「内乱の時代と大森・葛山氏」（『裾野市史』第8巻通史編Ⅰ、静岡県裾野市、二〇〇〇年）。なお、史料的根拠は挙げていないものの、伊藤喜良「室町期の国家と東国」（『中世国家と東国・奥羽』校倉書房、一九九九年）一四七頁は、鎌倉府が「関東幕府」と呼ばれうることに言及している。また、さらに遡って、江戸末期、成島筑山の『後鑑』凡例十一条にも、「関東幕府」の語が登場する。

㉓　『空華日工集』、国立公文書館内閣文庫所蔵写本、一六二函一四二号。なお、『空華日用工夫略集』の「関東幙府」用例としては、他に以下のもの

がある。延文四年（一三五九）八月条（「関東幎府基氏」）、永徳元年（一三八一）十二月廿五日条（「関東幎府幷管領書至」）、永徳二年三月七日条（以二関東幎府挙一、欲レ令三当寺長老住二円覚一）、同年十月廿九日条（「関東幎府幷管領書」）、同年十二月十四日条（「府君話、及二関東幎府武威殺害等事一」）。つまり、事例によっては、「幕府」用例Cではなく、用例Aのものも存在する。

㉔『五山文学全集』第二巻詩文部第二輯（思文閣出版、一九九二年、初版一九〇六年）四九一頁。

㉕前掲註⑥髙橋著書。

㉖『後愚昧記』（大日本古記録）同年七月二十三日条所引。

㉗東島誠「一三六七年、二人の公方の死」（前掲註④東島著書）。

㉘いわゆる「初期室町幕府」の政治体制とその首班の呼称との連関については、家永遵嗣「室町幕府の成立」（『学習院大学文学部研究年報』五四輯、二〇〇七年）、桃崎有一郎「初期室町幕府の執政と「武家探題」鎌倉殿の成立――「将軍」尊氏・「執権」直義・「武家探題」義詮」（『古文書研究』六八号、二〇一〇年）、同「観応擾乱・正平一統前後の幕府執政「鎌倉殿」と東西幕府」（『年報中世史研究』三六号、二〇一一年）などの研究が蓄積されてきている。ただし、本稿で論じた貞治六年の事象は、既往の研究では射程外となっているように思われる。義詮が「北京大樹」、基氏が「東関柳営」と呼ばれたことについては、史料③以外にも、延文四年（一三五九）四月廿九日赤橋登子諷誦文写（延文四年結縁灌頂記、『南北朝遺文　関東編』二八七一号）に、同様の対句が見える。すなわち、「長嫡之備二良将一也」とされる義詮は「在二中都一兮諮二詢万機一」、「次息之拝二武衛一也」とされる基氏は「下二東関一兮統二理八狄一」、という分担関係として描かれている。

㉙なお、「関東」との対で、「京都将軍家」（嘉慶元年十一月廿六日中臣親治譲状、塙不二丸氏所蔵文書、『南北朝遺文　関東編』四三七八号）という表現ならば存在する。

㉚嘉元三年五月日高野山衆徒解状案（『大日本古文書』高野山文書之五、又続宝簡集五十六、一一三九号）。なお、嘉元三年月日高野山衆徒解状案（『大日本古文書』高野山文書之六、又続宝簡集七十九下、一四五二号）には、「可レ奉レ祈二東関柳営之遐運一者也、仍勒二子細一、以解」と見える。

㉛元亨三年十月六日入殿三十五日回向文土代（金沢文庫文書、『鎌倉遺文』二八五四四号）。

㉜親王の唐名「竹園」を冠した親王将軍の称としては、他に「竹園柳営」がある。たとえば、元徳三年三月日播磨国書写山衆徒申状（円教寺本捃拾集、『鎌倉遺文』三一四〇一号）参照。

㉝元徳三年六月十二日顕弁四十九日回向文（金沢文庫文書、『鎌倉遺文』三一四四三号）。

㉞弘安七年八月北野聖廟一切経書写勧進疏写（本朝遺文、本朝文集六十八、東京大学史料編纂所架蔵謄写本）。

㉟佐藤弘夫『日蓮「立正安国論」全訳註』（講談社学術文庫、二〇〇八年）は、それぞれ「朝廷」「幕府」と訳している。

㊱弘安七年四月十日後宇多天皇宣旨（兼仲卿記（広橋本）弘安七年四月十日条、東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。

㊲この他、東寺百合文書、京函一五五号の年未詳・差出者未詳文書の書止めにも、「宜レ祈二花洛・柳営之長久一之状、如レ件」が見える。

㊳唐招提寺蔵善法寺文書、『鎌倉遺文』二〇六二二号。

㊴大覚寺門跡略記、『鎌倉遺文』二三三二九四号。

㊵浄智寺文書、『鎌倉遺文』二五七四五号。

㊶『大日本古文書』東大寺文書 東南院文書之二、三八六号。

㊷壬生家文書太政官牒、『鎌倉遺文』二九四四〇号。

㊸前掲註㉝史料。

㊹（建武四年）僧正隆舜申状案（『大日本古文書』醍醐寺文書之七、一三九四号）。

㊺天龍寺造営記（『鹿王院文書の研究』三七号、思文閣出版、二〇〇〇年）。

㊻東島誠『幕府とは何か』（ＮＨＫブックス、二〇一九年刊行予定）。

㊼ただし、『花営三代記』の成立時期は、田中誠『室町幕府官制と将軍権力』（立命館大学博士論文、二〇一五年、要旨は http:// r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/6596/k_1064_j.pdf に公表）によれば、十二代将軍足利義晴期である、とされる。

㊽『後愚昧記』永和三年二月十八日条・康暦元年閏四月十四日条。

㊾ 亀田俊和『観応の擾乱』（中公新書、二〇一七年）一〇―一一頁。

㊿ 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」（前掲註⑩佐藤著書、論文初出一九六〇年）二一七頁。

(51) 佐藤進一「室町幕府論」（前掲註⑩佐藤著書、論文初出一九六三年）一一八頁。

(52) 亀田俊和編『初期室町幕府研究の最前線――ここまでわかった南北朝期の幕府体制』（洋泉社、二〇一八年）。

(53) 吉田賢司「『主従制的支配』と室町幕府軍制研究」（『鎌倉遺文研究』二六号、二〇一〇年）六八頁。

(54) 前掲註④東島著書、五九―六〇頁。

(55) 当該期の安堵については、近藤成一「本領安堵と当知行安堵」（『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、論文初出一九九二年）がもっとも明快な説明である。ただしこれを鎌倉時代に遡及させるといろいろ不都合は生じる。前掲註(52)亀田編著書が指摘したように、右の論文に先行する一九八一年に近藤は佐藤批判を行ったが、これに対する佐藤の応答にはたしかに問題があり、佐藤自身の理念型の使用法に曇りがあったと言うべきである。が、ここで取り上げた一九九二年の近藤論文は、佐藤が設定した理念型の有効性を、むしろ裏書きするものとなっているのではなかろうか。

(56) 前掲註(52)亀田編著書、五八頁。

(57) 前掲註(52)亀田編著書、五四頁。

(58) 古尾谷知浩『律令国家と天皇家産機構』（塙書房、二〇〇六年）。詳細についてはiii節で後述する。

(59) 石母田正『日本古代国家論 第一部』（岩波書店、一九七三年）に「古代法小史」として改題所収。

(60) 前掲註⑩佐藤著書所収。

(61) この両者、とりわけ前者を論じた基礎研究として、東島誠「非人格的なるものの位相――石母田正『日本の古代国家』で再構成されたもの」（『歴史学研究』七八二号、二〇〇三年）を参照いただくことが望ましい（口頭報告では事前配布）。

(62) 一九六〇年版は『近代日本思想史講座』第六巻 自我と環境（筑摩書房、一九六〇年）、一九九二年版は丸山眞男『忠誠と反逆――転形期日本の精神史的位相』（筑摩書房、一九九二年）に拠る。なお、『丸山眞男集』第八巻（岩波書店、二〇〇三年）は、一九六〇年の著作として一九九二年版を収録しており、問題が大きい。

(63) そのベースとなる議論として、東島誠「著作解題『忠誠と反逆』」、同「丸山眞男・石母田正と〈日本的なるもの〉」（いずれも『KAWADE道の手帖 丸山眞男』河出書房新社、二〇〇六年に所収）を参照されたい。

(64) 水林彪「原型（古層）論と古代政治思想論」（大隅和雄・平石直昭編『思想史家丸山眞男論』ぺりかん社、二〇〇二年）。

(65) ここで述べた「謀反」「謀叛」のインプリケーションが正しく理解されていれば、前者は単一国家〈内〉、後者は複数国家〈間〉で生じる反逆ということになる。鎌倉幕府草創期に源頼朝が当初「謀反」鎮圧＝朝廷への反逆を標榜して敵対勢力を鎮圧し（単一国家段階）、文治二年（一一八六）以降は「謀叛」を「謀反」から切り分けることで朝廷からの独立宣言を行った（複数国家段階）、とする論点については、東島誠「都市王権と中世国家――畿外と自己像」（『公共圏の歴史的創造――江湖の思想へ』東京大学出版会、二〇〇〇年）を参照。またこの議論への最新の応答として、古澤直人『中世初期の〈謀叛〉と平治の乱』（吉川弘文館、二〇一八年）も参照。

(66) こうした視点からの丸山批判にかんしては、酒井直樹『死産される日本語・日本人――「日本」の歴史‐地政的配置』（新曜社、一九九六年）も参照。

(67) 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）。

(68) 東島誠「歴史的創造という視角」（前掲註(65)東島著書）一七頁。

(69) この部分にかんし、本稿第Ⅰ章・i節では、国家の単一性よりも構造の単一性のほうがより重要である、と認識を更新しているが、二〇一一年口頭報告時点の私の理解を示すものとして、あえて当時の表現を保存した。なお認識更新の契機としては、前掲註③東島＋與那覇共著書、二七七―二七八頁を参照されたい。

(70) 佐藤進一「時宜㈠」（網野善彦ほか編『ことばの文化史［中世1］』平凡社、一九八九年）。このジギ（時議、時宜）論が、佐藤における〈専制と

合議〉の問題をより先鋭に論じたものである、という点が見逃されてはなるまい。ジギ論と同じ問題系として、中世禅林の「公議」とその人格化としての「公儀」の問題を論じたものとして、東島誠「公はパブリックか」(佐々木毅／金泰昌編『公共哲学』3日本における公と私、東京大学出版会、二〇〇二年)を参照されたい。なお、幕末維新期においてはしばしば「公儀」から「公議」へ、と整理される(たとえば奈良勝司「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」――衆論・至当性・対外膨張」、『日本史研究』六一八号、二〇一四年)が、中世においては「公議」の人格化としての「公儀」こそが問題なのであって、まさしく「中世のなかの近代」(東島誠『〈つながり〉の精神史』講談社現代新書、二〇一二年、二二一―二二二頁)と、その不可能性の問題である。この文脈において、佐藤の「時宜」論は、戦後歴史学の根幹にかかわる、きわめて重要な問題提起であった。

(71) 水林彪『天皇制史論』(岩波書店、二〇〇六年)。

(72) 古尾谷知浩「天皇家産制研究の課題」(『日本史研究』五五八号、二〇〇九年)。

(73) 古尾谷知浩『文献史料・物質資料と古代史研究』(塙書房、二〇一〇年)所収。

(74) 前掲註(58)古尾谷著書。

(75) 前掲註(71)水林著書。同書で水林が、ヴェーバーの議論を下敷きにしつつ、「国制の基本的二類型」として「人的身分制的統合秩序」と「制度的領域国家体制」という理念型を立てた分析を提示したことへの応答、「歴史家たちは、いま何をどう考えようとしているのか」についての問題整理が、本章ii節・iii節、すなわち前掲註①東島報告である。

(76) 前掲註(63)東島論文。

(77) 前掲註(58)古尾谷著書、三七二頁。

(78) 前掲註(61)東島論文。

(79) 前掲註(58)古尾谷著書、一九―二〇頁。

(80) 前掲註④東島著書、三四頁参照。そこでも述べたように、このモティーフが、何よりもまず石母田自らをも含む知識人の頽廃への自己批判にあった、ということを、もっとも的確に見抜いていたのが、一九七〇年の網野善彦である。

(81) 佐藤全敏『平安時代の天皇と官僚制』(東京大学出版会、二〇〇八年)七頁。なお、前掲註①報告後、佐藤は「蔵人所の成立と展開――家産官僚制の拡張と日本古代国家の変容」(『歴史学研究』九三七号、二〇一五年)で、十世紀以降、律令制と家産制の複合していく過程を論じており、あわせて参照されたい。

(82) 前掲註(81)佐藤著書、三九五頁。

(83) 前掲註(61)東島論文。

(84) 佐藤全敏「所々別当制の特質」(前掲註(81)佐藤著書、論文初出一九九七年)。

(85) 新田一郎「統治権的支配」(『日本歴史』七〇〇号、二〇〇六年)。なお、前掲註①報告では、新田の新論考を旧論考より整理されたもの、と位置づけたが、新論考にも不透明さは残されている。どういうわけか新田の議論では、もっぱら特定か不特定か、という話へと矮小化されてしまう傾向があるからである。

(86) 前掲註(53)吉田論文。

(87) 二〇一八年度史学会一一六回大会(於・東京大学)の中世史部会研究発表(矢嶋翔報告)における私の発言中で、矢嶋報告が前提とする吉田論文の「間接的・非人格的な主従関係」については、疑義を呈したことがある旨、言及したが、これは二〇一一年東島報告のこの部分が、すでに広く参照可能な活字媒体(前掲註③東島＋與那覇共著書、三四四頁註26)にて、論及済みであったからである。本稿第Ⅱ章i節で、この点をもう少し丁寧に再論したのは、先の発言をした者の責任上のこと、とご理解いただきたい。

(88) 古澤直人「鎌倉幕府と中世国家」(『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一年)註53。

(89) ただし、この「授権」は佐藤の言う頼朝の恫喝である以前に、「四方皆塞」＝飢饉状態下の朝廷側にとって不可避的な選択であったことは、前掲註(65)東島論文を参照。

(90) 山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館、一九九一年)。

(91) 前掲註④東島著書、六〇頁。

(92) 前掲註㉑樋口論文。

(93) 東島誠「安丸良夫の「近代」と歴史の追創造」(『現代思想』四四巻一六号、二〇一六年)。

(94) 東島誠「列島を二つに切り、歴史を二つに切ること――網野善彦の『日本論』」(『現代思想』四二巻一九号、二〇一四年)。

(95) ガヤトリ・C・スピヴァク(聞き手=エレン・ルーニィ、訳=長井香里)「一言で言えば……インタヴュー　ガヤトリ・スピヴァックに聞く」(『批評空間』Ⅱ―三号、一九九四年、初出一九九三年)ほか参照。

(96) 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、一九九八年)。

(97) 前掲註⑪で言及した「〈変えることのできる社会〉と〈修正主義〉の間で」は、まさにこの問題を論じたものであった。

(98) 東島誠「シベリウスと日本史学――歴史の曲がり角としての一九七〇年代」(『FINLANDIA(日本シベリウス協会会報)』五八号、二〇一八年)の第三節「中世へと旋回する世界――一九七一―一九七九」、特に註46を参照いただきたい。なお、同論文は、二〇一八年二月に他界した故・義江彰夫への追悼文として書かれたものである。

(本学文学部教授)